

宮医発第 1809 号  
令和 3 年 1 月 22 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会  
会 長 佐 藤 和 宏  
( 公 印 省 略 )

宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付要綱について（通知）

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記の件について、宮城県より別添のとおり通知がありました。

本件は、宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付要綱についてお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員等へのご周知方について、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、各病院及び診療所には宮城県から直接通知されておりますことを申し添えます。

担当：総務部総務課

Tel 022-227-1591

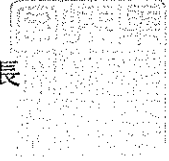
Fax022-266-1480

医療第925号

令和3年1月8日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長



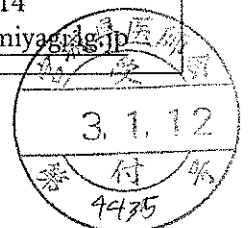
宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付要綱について（通知）  
本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、このことについて、別添のとおり制定しましたので御承知願います。  
なお、各病院及び診療所には別に通知しています。

医療政策課地域医療第一班

島津, 持田

電話 022 (211) 2614

メール [imu@pref.miyagi.jp](mailto:imu@pref.miyagi.jp)



## 宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことに伴い、外来診療を休止・縮小した医療機関の経営支援をするため、別表の1に掲げる者(以下「補助事業者等」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 この要綱の規定に基づく補助金(以下「補助金」という。)は、補助事業者等に対して交付するものとし、その補助対象期間及び補助額は別表の2及び3に定めるところによる。

### (補助の申請等)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)(以下「申請書」という。)によるものとし、補助対象期間の末日から補助対象期間の末日の属する月の翌月末日、又は補助対象期間の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までの間に提出するものとする。

2 規則第3条第2項各号に規定する書類は添付を要しないものとする。

3 規則第12条に規定する実績報告書は、第1項の申請書と兼用する。

4 次の各号のいずれかに該当する事業者は、申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

### (補助金の交付決定等)

第4条 知事は、第3条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定と併せて補助金の額を確定し、速やかに当該補助事業者等に通知するものとする。

### (補助金の交付の請求)

第5条 補助事業者等は、前条による額の確定後、速やかに宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 知事は、規則第16条に定める場合のほか、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱または規則第5条の条件に違反したとき
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他補助事業の実施について、不正な行為があったとき

(帳簿等の整備保管)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出部数等)

第8条 この要綱により知事に提出する書類は、各一部とする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月8日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 補助対象期間の末日がこの要綱の施行の日以前である場合、第3条第1項に規定する申請書の提出期限は、この要綱の施行の日の属する月の翌月末日までとする。

別表

<p>1 補助事業者等</p>	<p>補助事業者等は、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、県から、診療・検査医療機関として指定された医療機関とする。</p>
<p>2 補助対象期間</p>	<p>補助金の補助対象期間は、医療機関が診療・検査医療機関として指定された後、患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことにより、外来診療を休止又は縮小した日（以下「外来診療休止日」という。）から感染が終息し外来診療を再開した日（以下「外来診療再開日」という。）の前日までの期間とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は最長30日までとする。</p>
<p>3 補助額の算出</p>	<p>補助額は、次により算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者等の補助対象期間における外来患者延数を、外来診療休止日の前年同月同日直近の同じ曜日の日から補助対象期間と同日数分の期間の外来患者延数から差し引くことにより算出した外来患者延数の減少人数に、一人当たり13,500円を乗じて算出した額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 補助基本額に補助率3分の2を乗じて算出した額を補助額とする。</p>

第1号様式

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名 印

宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金  
交付申請書兼実績報告書

下記のとおり宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援事業を実施したので、  
宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付要綱第3条第1項の規定に  
より関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業名 宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援事業

2 交付申請額 金 円

3 外来患者延数の状況

補助対象期間	補助対象期間の 外来患者延数(A)	補助対象期間の前年 の外来患者延数(B)	比較増減 (B) - (A)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	名	名	名

4 診療・検査医療機関指定日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助対象期間の確認ができる書類
- (2) 補助対象期間及び前年同期間の外来患者延数の確認ができる書類
- (3) その他参考となる書類

第2号様式

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名 印

宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金交付請求書  
年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定のあった宮城県診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

1 請求額

交付決定額及び確定額	円
今回請求額	円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座名義	
口座名義ヨミガナ	
口座番号	